

(案)
協定販売に関する協定書

協定販売に関し、胆振総合振興局長(以下「甲」いう。)、●●●●●●●●●●(以下「乙」という。)、●●●●●●●●●●(以下「丙」という。)は、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで下記により協定する。

この協定を証するため本書 3 通を作成し、甲乙丙三者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 北海道 胆振総合振興局長 牧野 充 ㊟

乙 (森林所有者)
住 所
商号又は名称
代表者氏名 ㊟

丙 (素材生産者)
住 所
商号又は名称
代表者氏名 ㊟

第 1 条 この協定の目的は別記 1 のとおりとし、甲、乙及び丙は信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第 2 条 甲及び乙は、この協定に基づく立木の販売計画を別記 2 のとおり定めるとともに、当該立木の安定供給に努めるものとする。

第 3 条 丙は、前条の計画に基づき供給される立木の購入に努めるとともに、その利用及び加工・流通等に係る取組みについて、別紙の協定森林整備計画書に基づき実行するものとする。

第 4 条 甲と丙は、この協定に基づき原則として随意契約による立木の売買契約を締結するものとする。

第 5 条 乙と丙は、この協定に基づき原則として立木の売買契約を締結するものとする。

第 6 条 甲又は乙は、協定締結後から協定期間満了までに次の事項に該当することとなったときは、協定を解除できるものとする。なお、当該解除によって乙又は丙が被るいかなる損害も補償しない。

- (1) 甲、乙又は丙が協定書の内容に従わなかったとき
- (2) 丙が協定森林に係る立木の売買契約の締結を放棄したとき
- (3) 丙が甲又は乙の同意なく売買契約を行った協定森林に係る伐採対象木を伐採しなかったとき
- (4) 丙が協定森林に係る売買契約の規約に違反したとき
- (5) 丙が道有林野産物協定販売実施要領(以下「要領」という。)第 6 の 2、5 及び 6 に定める資格を満たさなくなったとき
- (6) その他甲又は乙が協定の解除が相当であると認めたとき

第 7 条

- (1) 丙は、買い受けた物件を立木のまま譲渡又は転売してはならない。
- (2) (その他甲又は乙が必要と認める特約事項)

第 8 条 丙は、要領第 11 の 1 に基づき、この協定に基づく協定販売の実施結果について甲に報告を行うものとする。

第 9 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して決定する。

(別記 1) 協定の目的

道有林野森林整備を推進するため、素材生産者並びに製材工場等と道有林野産物の販売に関する相互協定を締結し道有林材の有効活用や木材の付加価値を高める加工・生産に取り組み道有林材の需要や販路の拡大を図ることを目的とする。

(別記 2) 協定森林に係る立木販売計画

年度	所有者	林小班	面積(ha)	樹種	伐採種	本数(本)	立木伐採量(m ³)	備 考
令和 7 年度 (2025 年度)		66-75	2.76	トマツ	間伐	431	253.02	3 残 1 伐、幅状
		66-76	4.03	トマツ	間伐	773	357.99	3 残 1 伐
		66-77	2.07	トマツ	間伐	481	214.04	2 残 1 伐
		66-79	3.96	トマツ	間伐	743	356.89	3 残 1 伐
		合計	12.82			2,428	1,181.94	
令和 8 年度 (2026 年度)		2-74	9.65	トマツ	間伐	1,196	997.68	定性
		2-79	0.64	トマツ	間伐	99	95.02	定性
		2-80	0.89	トマツ	間伐	124	108.72	定性
		3-75	2.08	トマツ	間伐	267	112.25	幅状
		合計	13.26			1,686	1,313.67	
令和 9 年度 (2027 年度)		2-72	2.95	トマツ	間伐	473	402.71	定性
		2-76	2.92	カラマツ	間伐	244	196.54	定性
		10-51	3.29	トマツ	間伐	336	136.02	定性
		11-56	7.36	トマツ	間伐	1,460	547.11	2 残 1 伐
		11-57	4.94	トマツ	間伐	549	236.93	定性
		合計	21.46			3,062	1,519.31	

※()は必要に応じて加除する。